

厚生労働省  
持続可能な権利擁護支援モデル事業  
令和7年度モデル事業実施自治体等連絡会 第3回連絡会

令和7年12月19日  
厚生労働省 社会・援護局  
地域福祉課成年後見制度利用促進室  
運営受託：株式会社日本総合研究所

# モデル事業連絡会 年間スケジュール

- ・持続可能な権利擁護支援モデル事業の連絡会は、午前10時～12時・オンライン会合(zoom)で実施します。
- ・モデル事業の実施自治体・検討自治体、社会福祉協議会、中核機関、モデル事業の連携機関の皆様が自由にご参加いただける会です。
- ・連絡会の開催一か月前を目安に、ご案内と参加申込のお知らせをメールにてご連絡します。  
※各都道府県、都道府県社会福祉協議会におかれましては、当該メールの内容について、管内市区町村、市区町村社会福祉協議会へ転送・周知をお願いします。

| 開催回 | 開催日        | 内容  |
|-----|------------|---|
| 1   | 9/19(金)    | 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業について(テーマ2-A・2-B) |
| 2   | 10/31(金)   | 総合的な権利擁護支援策の充実に向けたモデル事業について(テーマ1・2・3)             |
| 3   | 12/19(金)   | 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業について(テーマ2-A・2-B) |
| 4   | R8 2/13(金) | 全体のまとめ  |

- 開催日程は、実施月の原則、第3金曜日午前10時～12時で実施します。
- 日程は予定ですが、当モデル事業へご関心をお寄せの方は、予定を確保頂けると幸いです。
- 連絡会の意見交換で取り上げるテーマについては、現時点での予定です。

## 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の概要

---

～ 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課成年後見制度利用促進室よりご説明～

# 権利擁護支援モデル事業の概要



厚生労働省社会・援護局 地域福祉課  
成年後見制度利用促進室

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 第二期基本計画における基本的考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。
- 障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮し、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。
- 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させるため、意思決定支援等によって本人を支える各種方策、司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討などに対応して、福祉制度・事業の必要な見直しを検討する。

## ◆成年後見制度等の見直しに向けた検討◆

### 制度改正の方向性等に関する指摘

- 必要性・補充性の考慮
- 三類型の一元化
- 有期（更新）
- 障害者権利条約の審査状況を踏まえた見直し
- 本人が必要とする身上保護、意思決定支援等の内容の変化に応じた円滑な交代
- 公的な関与を強めた後見等の開始

### 市町村長の権限等に関する指摘

- 市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限の拡充
- 成年後見制度利用支援事業の見直し

## ◆総合的な権利擁護支援策の充実◆

### 日常生活自立支援事業等との連携、体制強化

- 他制度との連携の推進、実施体制の強化
- 他制度等との役割分担の検討方法についての周知

### 新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討

- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）が確保される方策等の検討
- 上記の意思決定支援等に際して、権利侵害や法的課題を発見した場合に、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策の検討

### 都道府県単位での新たな取組の検討

- 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討
- 公的な関与による後見の実施の検討

持続可能な権利擁護支援モデル事業

# 持続可能な権利擁護支援モデル事業（令和4・5・6年度）

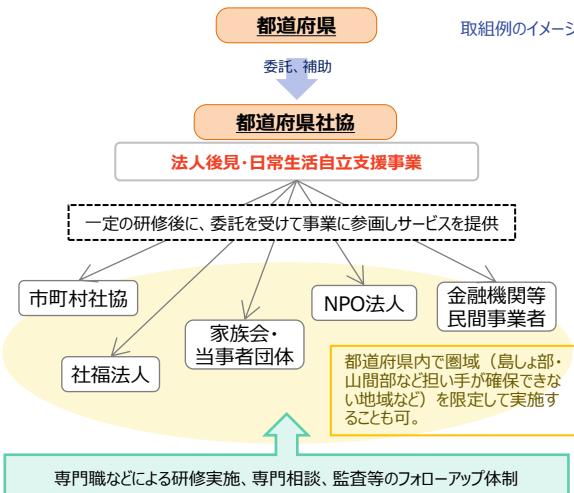
## 事業の概要・スキーム、実施主体等

### ○持続可能な権利擁護支援モデル事業

【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

①地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組

**権利擁護支援の担い手が不足している地域において、法人後見や日常生活自立支援事業の取組に民間企業など福祉関係以外の事業者等も含めた新たな主体の参画を促すことにより、地域における権利擁護支援の担い手の確保、育成の増進を目指す取組。**



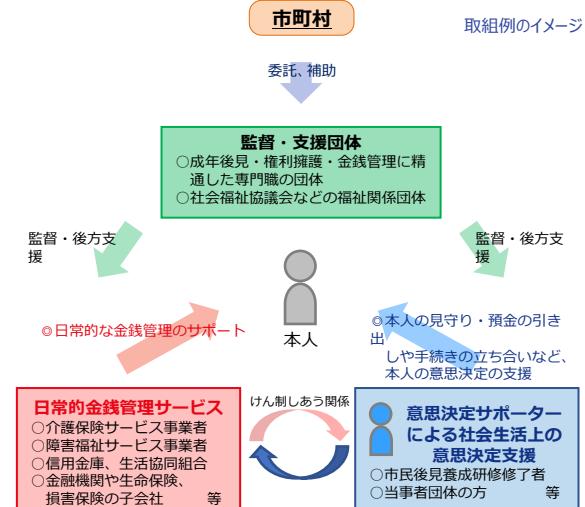
● 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

<基 準 額> 1自治体あたり 5,000千円  
<補 助 率> 3/4

②簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組

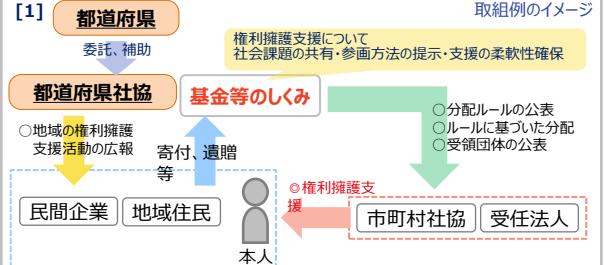
**市町村の関与の下で意思決定センターによる意思決定支援によって、利益相反など本人に不利益が生じないように留意しながら、日常的な金銭管理など適切な生活支援等のサービスを行う方策を検討する取組。**

意思決定の場面において、権利侵害等を発見した場合に司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討

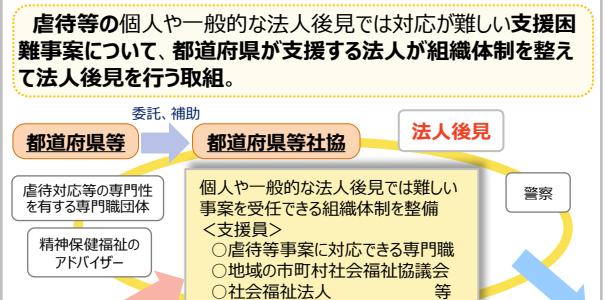


③ [1]寄付等の活用や、[2]虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県・指定都市の機能を強化する取組

[1]



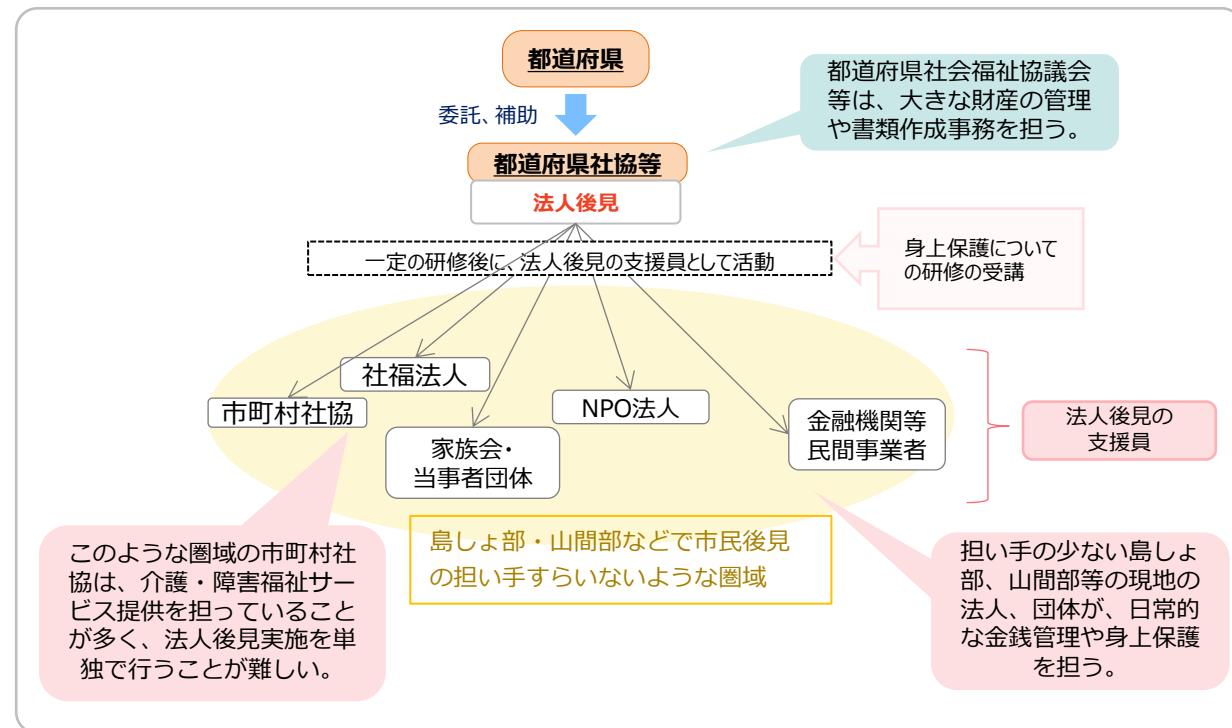
[2]



支援困難な状態が終了した際には、一般的な法人後見や市民後見人に移行

## 民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組

- テーマ①は、権利擁護支援の担い手が不足していて、市民後見の担い手すら見つからないような圏域への支援を想定しており、都道府県の取組が期待されるもの。
  - この取組によって法人後見に、民間企業等の新たな主体が参画することにより、地域における権利擁護支援の担い手の確保、育成の増進を目指す。

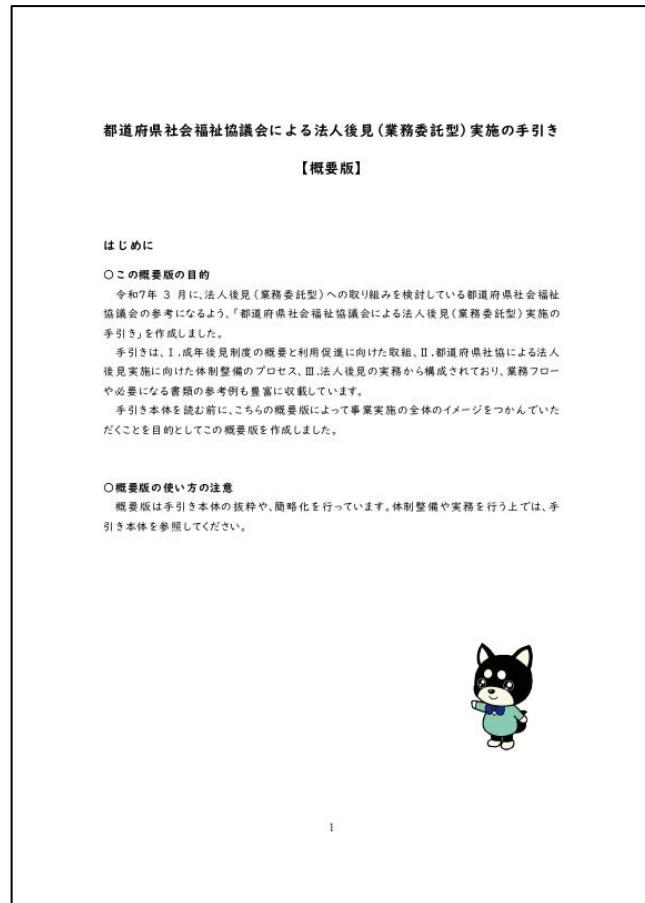


## 事業実施における 留意事項

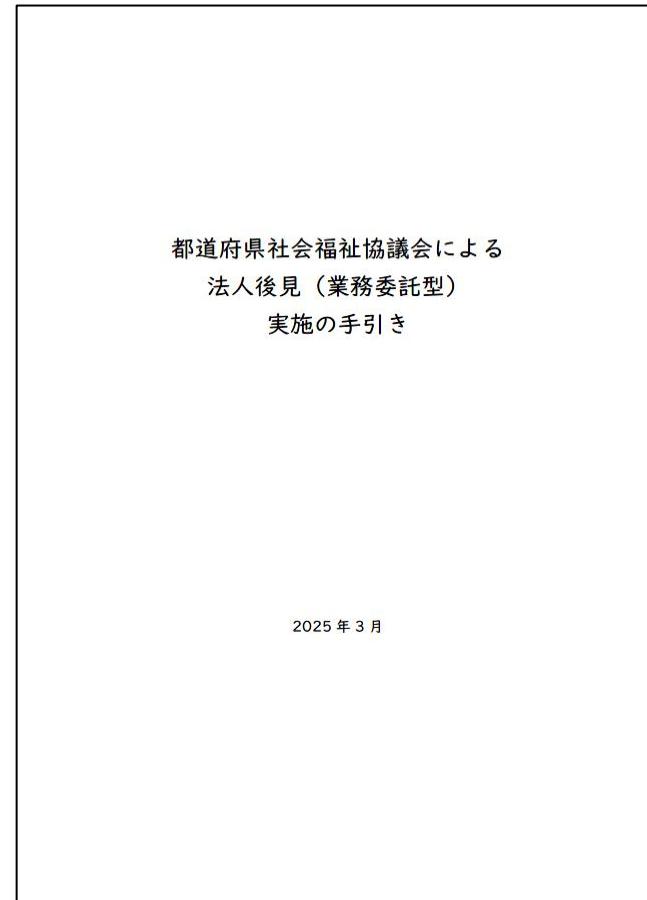
- 持続可能な体制整備のため、新たな担い手として福祉関係事業者以外の事業者の参画を検討すること。

# 【参考】都道府県社会福祉協議会による法人後見（業務委託型）実施の手引き

## ○概要版（全17頁）

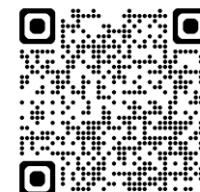


## ○詳細版（全122頁）

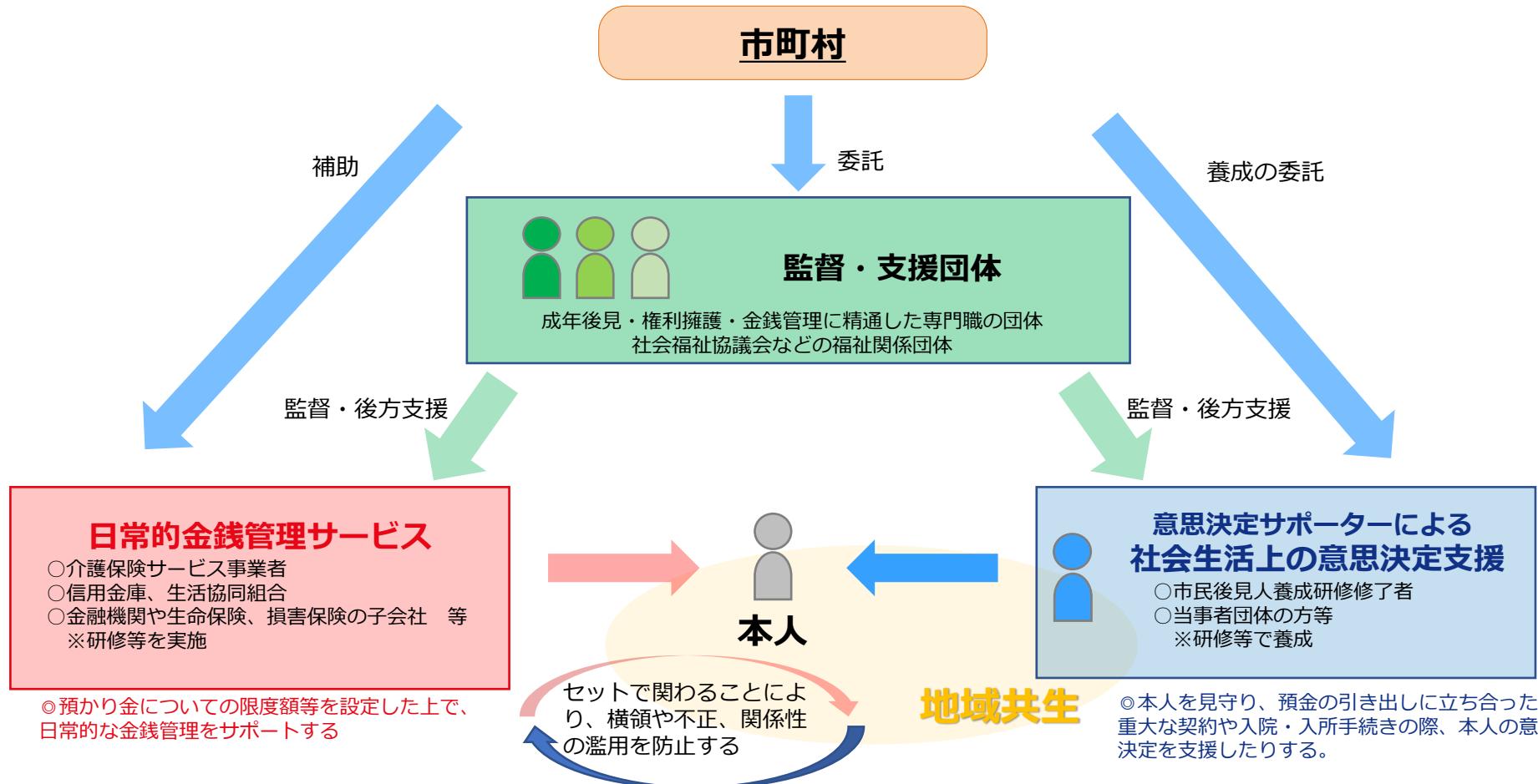


(資料掲載URL)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622\\_00019.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00019.html)

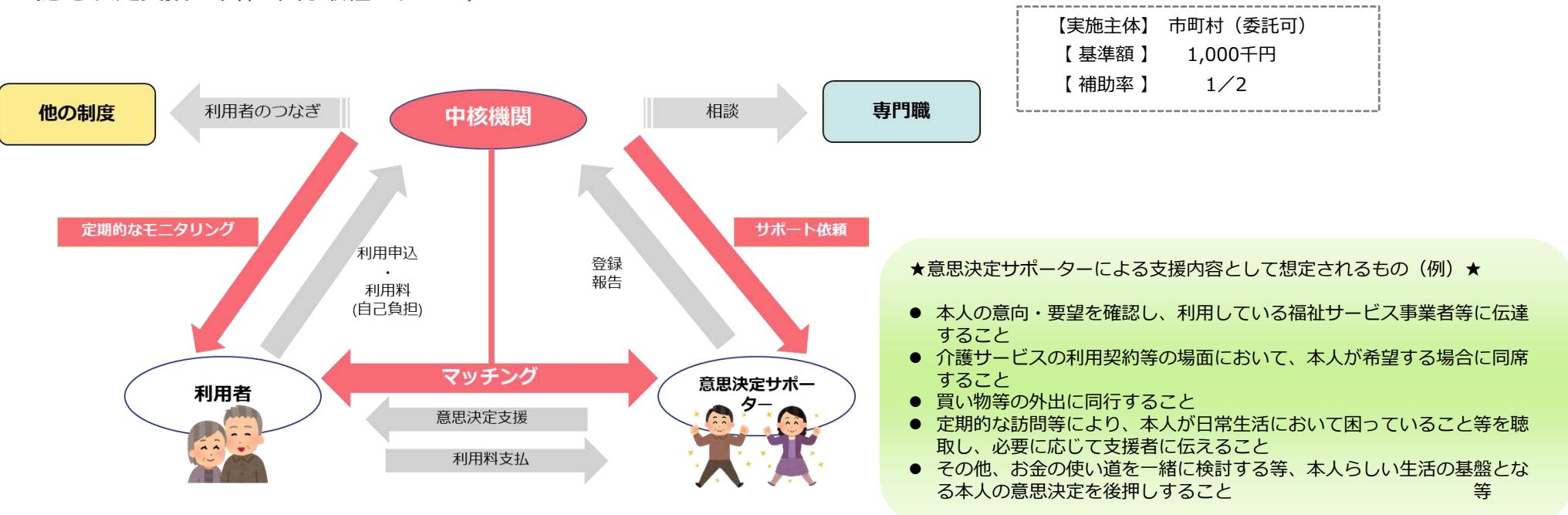


- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）が確保される方策等を検討する取組。
- 意思決定支援の場面において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職が必要な支援を助言・実施する、市町村の関与を求めるなど、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討する。
- このことにより、身寄りのない人も含め誰もが安心して生活支援等のサービスを利用できるようにすることを目指す。



- 福祉サービスをはじめ、各種の生活支援サービスの利用場面など社会生活における意思決定支援の確保は、それらのサービスが、本人の権利擁護支援として展開されるために重要である。その際、本人と同じ生活者の視線をもつ地域住民や当事者が意思決定を支援することは、本人が安心して意思の形成、表明を行うことに効果的であるとされている。
  - このため、地域の実情に応じて、希望する者が意思決定センターによる支援を受けられるよう、中核機関が、意思決定センターと利用者本人とのマッチングや、その支援活動をフォローする等の取組の促進を図る。本人が、福祉サービスをはじめ、各種の生活支援サービスを利用している場合には、サービスの提供状況を見守り・確認することで、サービス提供事業者による関係性の濫用に対するけん制効果も期待できる。
  - なお、本人と意思決定センターとの間に信頼関係が構築されていることが意思決定支援の基盤となるため、社会生活における意思決定支援の場面でのみ意思決定センターが関わるのではなく、日頃から丁寧なコミュニケーションをとり、関係を築いておくことが必要となる。
- ※ 『意思決定支援』とは、「特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいう」（意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン（R2.10.30意思決定支援ワーキング・グループ））とされている。

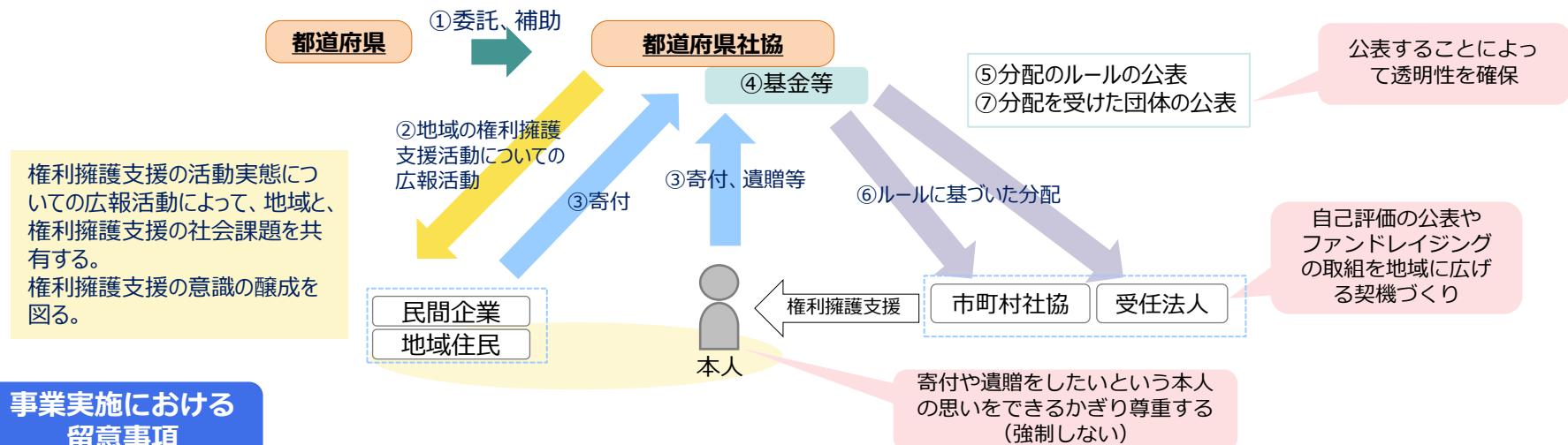
(意思決定支援の確保を図る取組のイメージ)



## テーマ③-1

## 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討

- 権利擁護支援の活動や社会課題、その解決策について、地域住民や企業など地域社会に広く周知して資金を調達するファンディングにより、公的財源では性質上対応困難な権利擁護支援の課題への柔軟な対応を可能とする取組。
- 地域住民や企業等が、権利擁護支援の実践への理解や共感をもち、寄付やボランティア活動などにより取組に参画することは、地域における権利擁護支援の意識の醸成につながり、参画者の積極性を生み出す。このような多様な主体の参画を促進することを目指す。



- 地域の権利擁護支援の活動や社会課題、その解決策を周知するなど、地域住民や企業からの寄付を集めための広報活動をすること（遺贈だけに頼らない）。
- 本人の権利擁護を支援している団体への寄付等は、団体が直接受けとるのではなく、都道府県社協等による基金からの分配を原則とすること。
- 寄付の分配を受けることができる団体の基準を、予め公表すること（本研究事業の報告書の自己評価項目を活用してよい）。その際、ファンディングに取り組む団体の分配率を上げること。
- 寄付の分配を受けた団体を公表すること。
- 本人が寄付の意思を示した場合にも、柔軟にその意思変更や中止ができるよう、サポートすること。

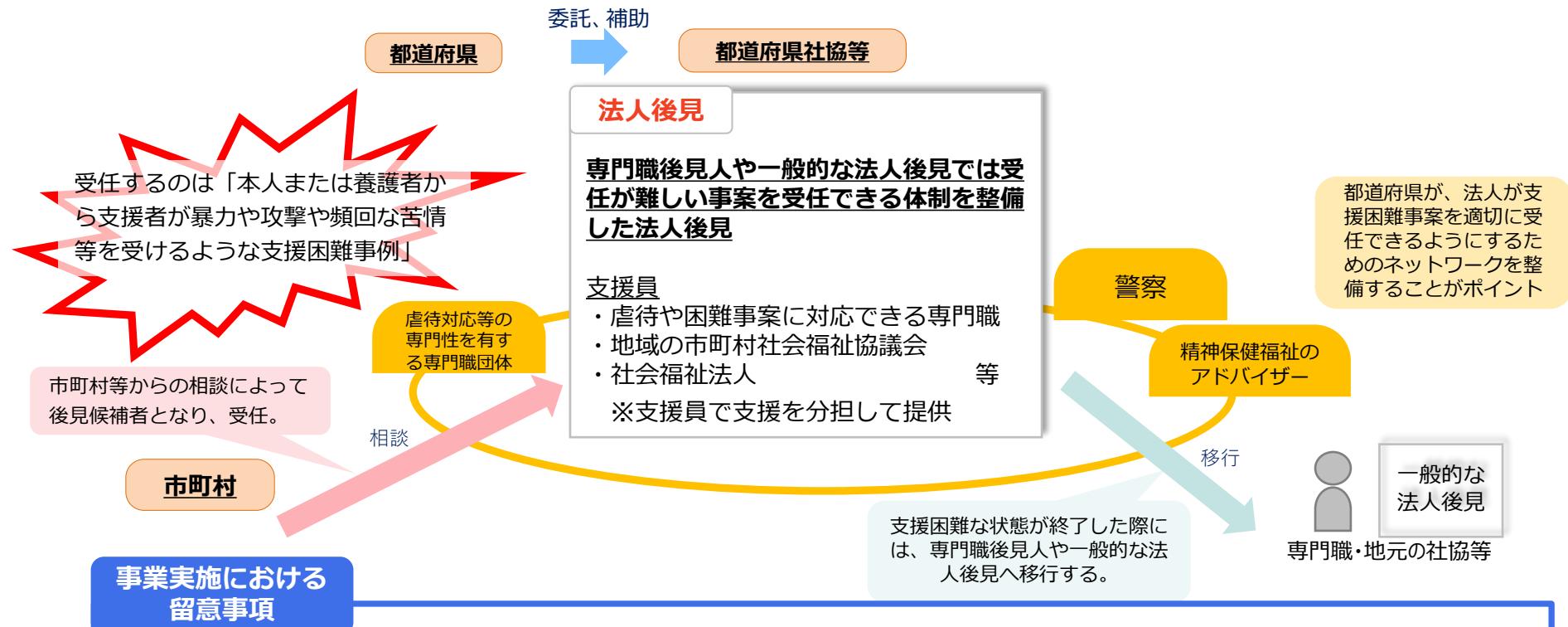
## テーマ③-2

# 公的関与による法人後見実施の検討

## ＜スキームの全体イメージ＞

令和4年度モデル事業説明会資料より抜粋 一部改変

- 虐待等の支援困難事例については、専門職後見人や一般的な法人後見では対応が難しい場合がある。こうした場合でも、尊厳のある本らしさを安定的に支えることができるよう、都道府県が支援する法人が法人後見を行う取組。
- 法人後見への公的関与のあり方を検討する。



- 都道府県は、法人が支援困難事例へ適切に対応できるよう、警察や精神保健福祉に関するアドバイザーを含むネットワークを整備すること。
- 支援困難な状態が終了した際には、専門職や一般的な法人後見へと移行できるよう、移行について検討・協議するしくみを整備すること。
- 虐待対応等への関与は、相談した当該市町村が責任をもって継続すること。

# 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

## 1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくるために、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する包括的な相談・調整窓口の整備を行うとともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施し、課題の検証等を行う。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【実施主体】市町村（委託可）

【基準額】1自治体あたり 5,000千円／取組

【補助率】3/4

### 1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメントや各種支援・契約の履行状況の確認等を行うコーディネーターを配置した相談・調整窓口を整備。



#### － 単身高齢者等包括支援プラットフォーム －

|          |      |      |      |       |
|----------|------|------|------|-------|
| 入居支援     | 見守り  | 法律相談 | 終活支援 | 死後対応  |
| つながり支援   | 生活支援 | 財産管理 | 権利擁護 | 残置物処分 |
| 家賃債務保証など |      |      |      |       |

### 2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所等の円滑な手続支援や死後の事務支援を併せて提供する取組を実施。



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

# 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業（R6～）の実施状況

令和7年9月17日現在、30自治体（延べ32自治体）が実施または実施予定。

| 近畿エリア                    |
|--------------------------|
| 大阪府泉大津市<br>①相談窓口②令和7年4月  |
| 京都府京都市<br>①パッケージ②令和6年4月  |
| 大阪府枚方市<br>①パッケージ②令和6年10月 |

| 中部エリア                                |  |
|--------------------------------------|--|
| 長野県東御市（予定）<br>①パッケージ②令和7年10月         |  |
| 山梨県甲府市<br>①相談窓口②令和7年4月               |  |
| （※）愛知県知多4市5町（※）（予定）<br>①パッケージ②令和7年8月 |  |
| 長野県伊那市（予定）<br>①パッケージ②令和7年10月         |  |
| 静岡県静岡市<br>①相談窓口②令和7年4月               |  |
| 愛知県大府市<br>①相談窓口②令和6年10月              |  |
| 愛知県岡崎市<br>①相談窓口②令和6年7月               |  |
| 愛知県豊田市<br>①相談窓口②令和7年1月               |  |

| 中国エリア                        |
|------------------------------|
| 鳥取県鳥取市（予定）<br>①パッケージ②令和8年3月  |
| 鳥取県米子市（予定）<br>①パッケージ②令和7年12月 |

| 九州エリア                         |
|-------------------------------|
| 福岡県福岡市<br>①パッケージ②令和6年4月       |
| 福岡県北九州市（予定）<br>①パッケージ②令和7年10月 |
| 大分県臼杵市<br>①パッケージ②令和7年4月       |

## 実施自治体名

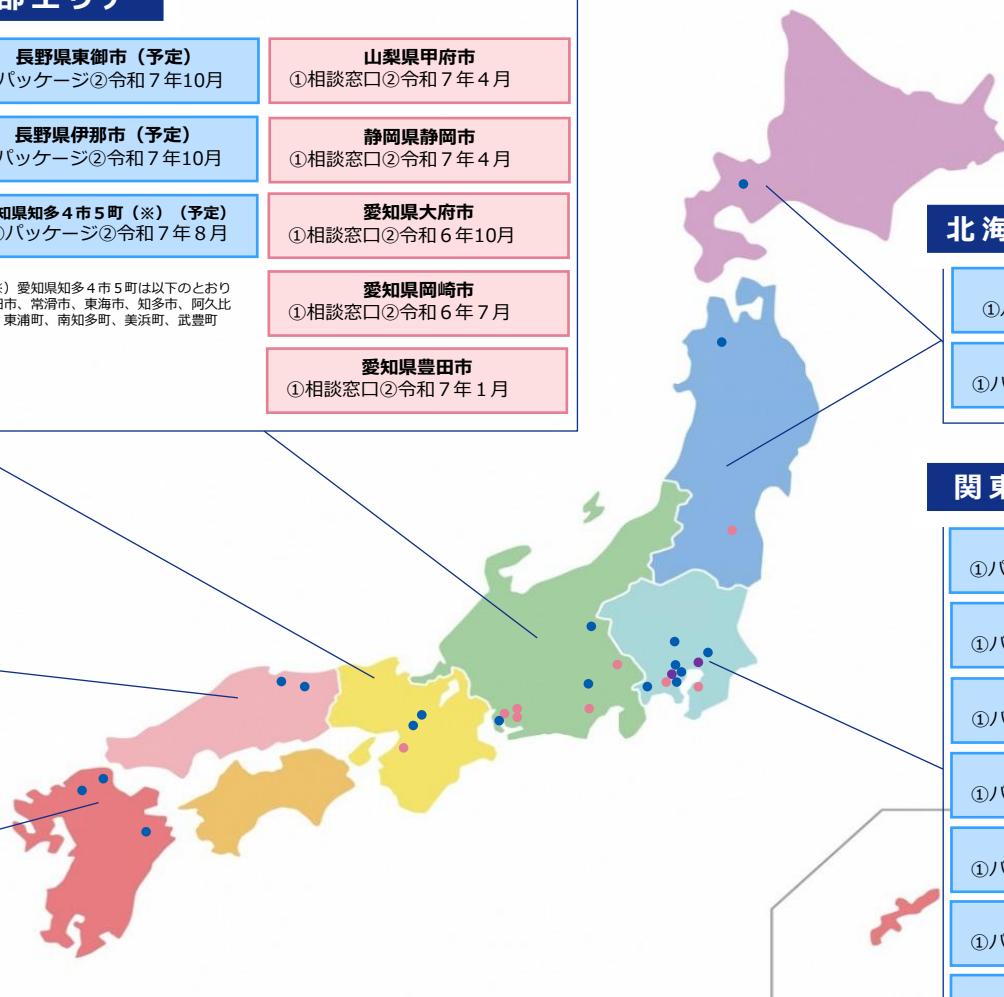
- ①実施メニュー  
(相談窓口、総合的なパッケージ支援)
- ②事業開始時期

## 北海道・東北エリア

|                             |
|-----------------------------|
| 北海道京極町（予定）<br>①パッケージ②令和8年3月 |
| 青森県弘前市<br>①パッケージ②令和7年5月     |
| 福島県伊達市<br>①相談窓口②令和7年6月      |

## 関東エリア

|                              |                                   |
|------------------------------|-----------------------------------|
| 茨城県東海村（予定）<br>①パッケージ②令和7年10月 | 千葉県木更津市<br>①相談窓口②令和7年4月           |
| 埼玉県ふじみ野市<br>①パッケージ②令和7年4月    | 神奈川県大和市<br>①相談窓口②令和7年4月           |
| 千葉県我孫子市<br>①パッケージ②令和7年4月     | 千葉県船橋市（予定）<br>①相談窓口・パッケージ②令和7年10月 |
| 東京都文京区<br>①パッケージ②令和6年4月      | 東京都狛江市（予定）<br>①相談窓口・パッケージ②令和7年10月 |
| 東京都品川区<br>①パッケージ②令和7年4月      | 神奈川県川崎市<br>①パッケージ②令和6年4月          |
| 神奈川県松田町<br>①パッケージ②令和7年1月     | 神奈川県松田町<br>①パッケージ②令和7年1月          |



# 持続可能な権利擁護支援モデル事業

## 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業

### テーマ2-A 包括的な相談・調整窓口の整備

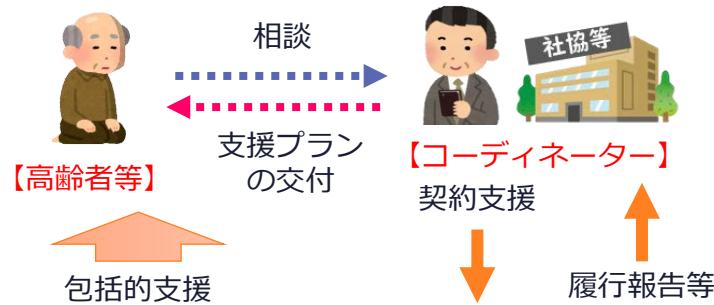
身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメントや各種支援・契約の履行状況の確認等を行うコーディネーターを配置した相談・調整窓口を整備。

#### 《業務内容》

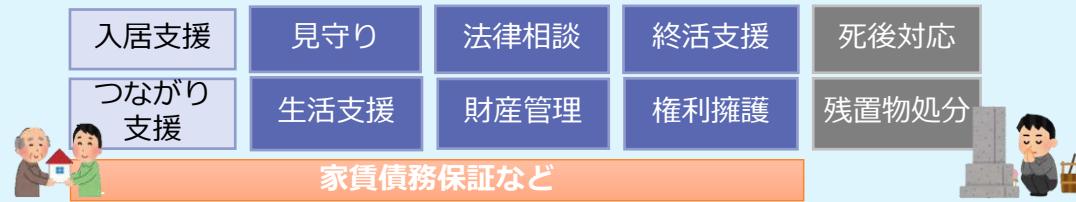
#### 取組例のイメージ

##### 意思決定支援を確保しながら、以下の業務を実施

- ・ 地域の社会資源を組み合わせた『包括的な支援プラン』の作成。
- ・ プランに基づく支援のアレンジメントや各種契約支援、履行状況確認
- ・ 様々な分野の活動や人と人とのつなぎ合わせなど地域づくりのコーディネート など



#### - 单身高齢者等包括支援プラットフォーム -



本日は、新モデル事業テーマ2-Aに取り組まれてる  
**甲府市、静岡市、船橋市**  
の取り組みをご紹介します。

甲府市では、「甲府市あんしん終活サポート事業」として、総合相談窓口サービス、民間事業者等紹介サービス、情報登録サービスを一体的に提供している。甲府市社会福祉協議会は、令和7年度から甲府市の事業委託を受け、身寄りのない単身高齢者等を対象に、葬儀や埋葬、遺品整理についてなど、いわゆる「終活」に関する相談窓口を設置し、相談支援を開始した。加えて、8月からは、相談者のニーズに合わせて、葬祭事業者や法律専門職などの民間事業者を紹介するサービスや、もしもの時に備えて終活情報をあらかじめ市に登録する情報登録サービスを開始した。

## 甲府市あんしん終活サポート事業

### 1 総合相談窓口サービス(令和7年4月~)

終活に関する相談窓口を甲府市社会福祉協議会に設置し、コーディネーターによる相談支援を行います。



窓口 甲府市社会福祉協議会

場所 甲府市相生2-17-1(甲府市役所南庁舎内)

相談例

- ・葬儀、埋葬
- ・家財処分、遺品整理
- ・遺言書作成
- ・エンディングノート作成
- ・認知症に関する問題
- ・死亡時の家族、知人等への連絡 等

### 2 民間事業者等紹介サービス (令和7年8月~)

相談者のニーズに合わせて、民間事業者等によるサービスを紹介し、生前契約につなげるお手伝いをします。



法律専門職



葬祭事業者

### 3 情報登録サービス (令和7年8月~)

もしもの時に備えて終活情報を登録しておくことで、あらかじめご本人が指定した相手(緊急連絡先)や行政機関、民間事業者(医療機関、葬儀業者、お寺等)にその情報をお伝えします。



書く、保存する…

## 事業の実施体制

- ・実施者：甲府市
- ・委託先：甲府市社会福祉協議会

## 取り組みを開始した経緯

- ・少子高齢化から、単身高齢者等が増加しており、包括支援センターや民間介護事業所、成年後見人などが、単身高齢者等の死後の手続きを業務外のサービスで行っているなど、終活に対する支援ニーズが高まっている。

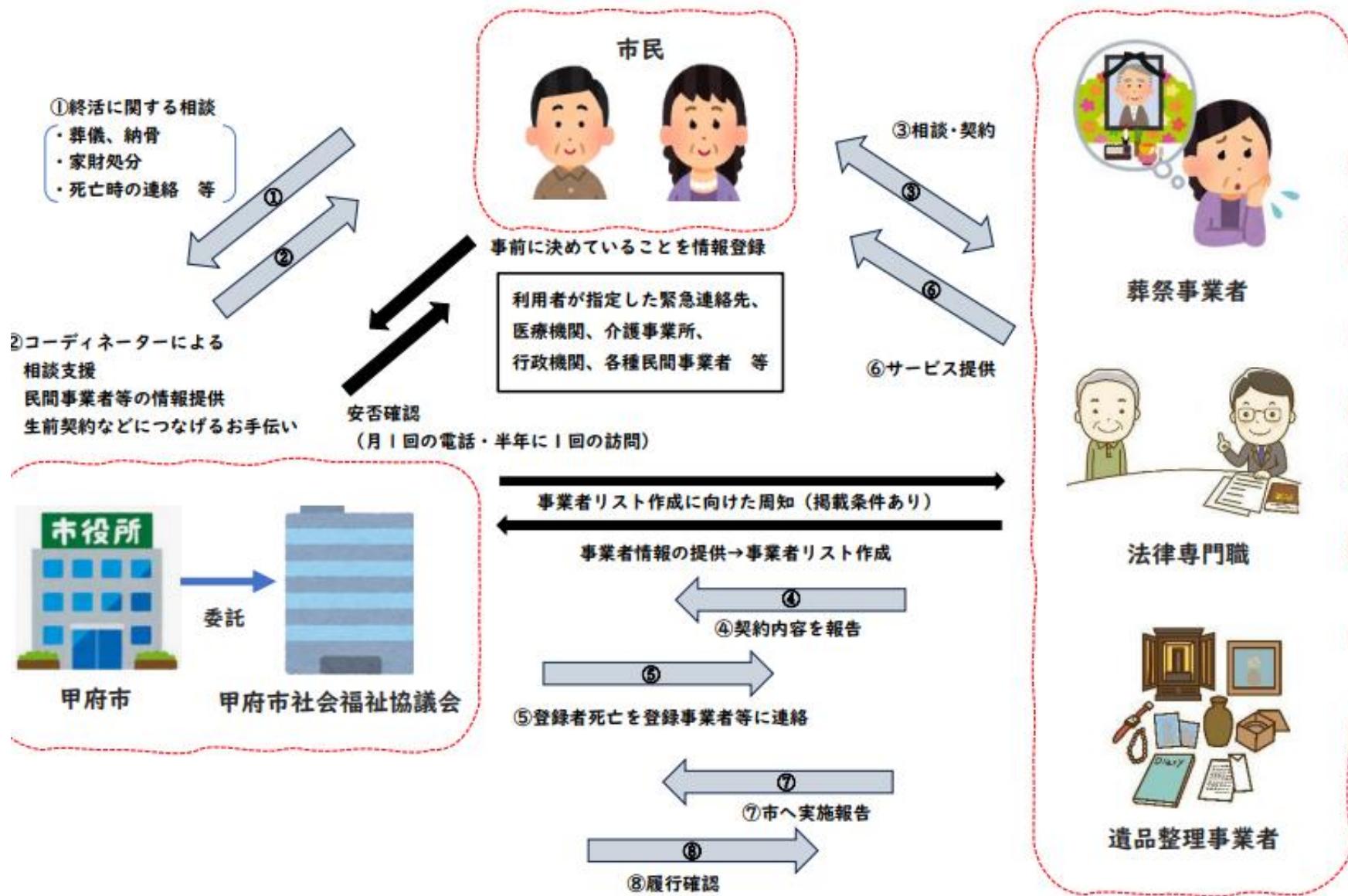
検討を開始した時期 令和6年6月

事業を開始した時期 令和7年4月

## 基本的な支援の流れ

- ・相談受付  
電話・来所・訪問による受付
- ・相談内容に応じた資源の説明  
甲府市が作成する登録リストに掲載している民間事業者等の紹介
- ・コーディネート  
葬祭事業者・遺品整理事業者・法律専門職の登録リストに基づく説明や必要に応じた説明

甲府市あんしん終活サポート事業の流れ



### 取組みの促進要因

- 期限を決めてプロジェクトチームの会議を定期的に開催したこと
- 委託先である社協と協働で取り組みを進めてきたこと
- 先進地域へのアンケート調査や視察を行ったこと

### 相談対応者の体制

- 常勤職員1名（福祉後見サポートセンターこうふと兼務）
- 要件：社会福祉士、又は市がこれに準ずると認めた者

### 事業の実績（令和7年度10月末時点）

- 相談件数：65件
- 継続相談中人数：13人

### 意思決定支援の場面や配慮事項など

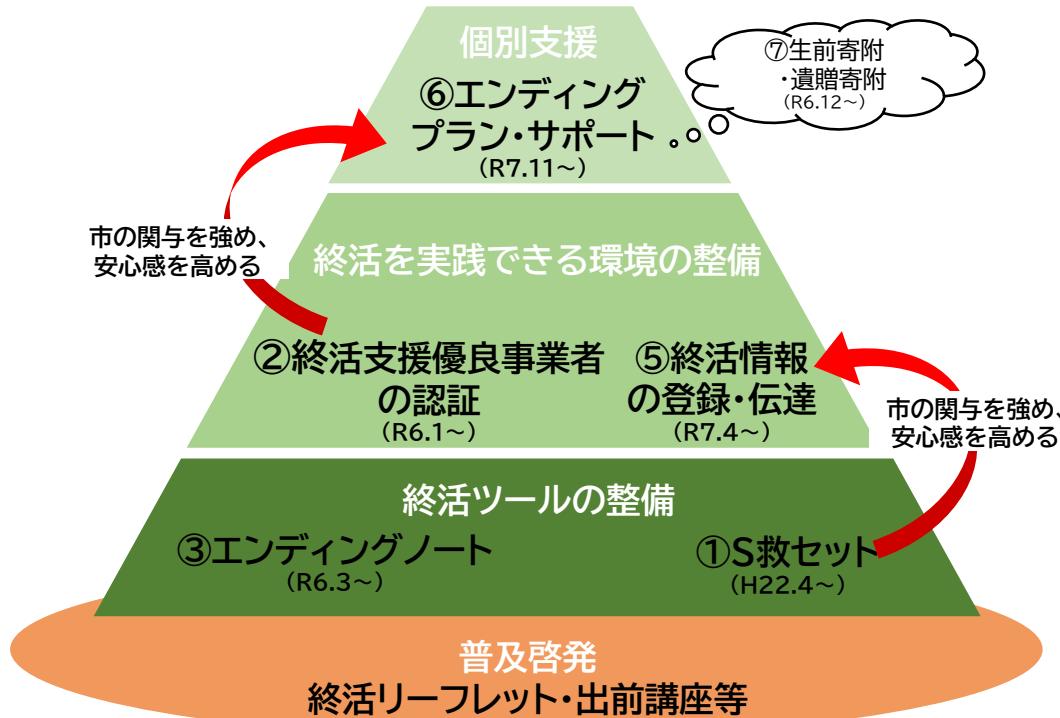
- 相談受付時は、本人の困りごと等を聞き取り、一定期間、エンディングノートなどを活用して、本人に考えていただけるよう寄り添った支援をしている。必要に応じていつでも相談に応じることを伝えている。
- 本人の意思決定能力に疑義があると感じた場合などは、必要に応じて権利擁護支援につなげている。

### 事業に寄せられた市民の声

- 「終活について、どこから手を付けてよいか分からなかったが、教えてもらえてよかった」「社協にはなじみがあるので、話を聞いてもらえると安心する」「定期的に話をしに来たい」「今までどこに相談したらよいか分からなかったので助かる」など、相談窓口を市が社協に設置したことでもう安心して相談できるようになったとのお声をいただいている。
- 一方、「死後事務手続きや身元保証問題の対応について、民間事業者ではなく、社協にお願いしたい」という声をいただいているので今後対応を考えていく。

静岡市では、「誰もが安心して過ごせるまち」を目指し、高齢者の“もしも”的のときの疑問や不安、次の世代に向けて何かを残したいという思いに寄り添うことで、これから的人生を自分の希望どおりの生き方ができるよう、終活をパッケージで支援しています。

### 未来のあんしんに向けた取組（終活支援）の体系図



#### 事業の実施体制

- 事業全体：静岡市保健福祉長寿局地域支え合い推進部  
安心感がある温かい社会推進課
- 終活相談窓口：各区福祉事務所  
※委託は無し

#### 取り組みを開始した経緯

- 高齢化率の上昇、高齢者ひとり暮らし世帯の増加、50歳時未婚率の上昇等により、市民に“もしも”的のことがあったときにおける、従来の家族・親族頼みの対応の困難化・深刻化が見込まれる。
- 加えて、市民が終活を行うにあたっては、「終活の知識・理解や実践が進んでいない」「終活支援に関する業務を行う事業者に対し、不安・不信感がある」といった課題があった。
- そのため、市民が終活を実践できる環境やツールの整備から順次開始した。（終活支援優良事業者の認証、エンディングノート）
- さらに、「もしも」のとき、「家族・親族に負担をかけたくない」「独り身のため、事業者が契約したとおり死後事務を履行してくれるか不安」「自分の財産を若い世代のために使ってほしい」といった市民の声に応え、市の関与を一步進めた取組を順次開始した。（終活情報の登録・伝達、エンディングプラン・サポート）

検討を開始した時期 令和5年4月

事業を開始した時期 令和6年1月から順次開始

#### 基本的な支援の流れ

市民の状況に応じて終活支援をコーディネート

## 2-A | ②静岡県静岡市 未来のあんしんに向けた取組（終活支援）

### 市の現状(静岡市調べ)

- ▼高齢化率の上昇  
30.2%(2020年) → 31.2%(2025年)
- ▼高齢者ひとり暮らし世帯の増加  
16.5%(2020年) → 19.4%(2025年)
- ▼50歳時未婚率の上昇  
男性:25.0%(2015年) → 27.2%(2020年)  
女性:15.4%(2015年) → 17.6%(2020年)

家族頼みの限界

### 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを 人生の最期まで続けていくために

- ▼家族の有無にかかわらず、全ての高齢者が、判断能力があるときに、病気や介護、終末期医療、死後の葬儀や支払い等への対応について予め準備しておくこと（「終活」）が必要
- ▼身寄りのない人や、本人や家族だけでの対応に不安を感じる人が、専門的な知識・スキルを持つ民間事業者等を利用して準備を行うことが有効

### 市民が「終活」を行うに あたっての課題

- ▼「終活」の知識・理解や実践が進んでいない
- ▼終活支援に関する業務を行う事業者に対し、不安・不信感がある

H22.4～

### ①S救セット



自宅で救急状態になった時、必要な支援を迅速かつ的確に受けることができるよう、緊急連絡先等の情報を記した用紙を保管する筒を配付する。

R6.1～

### ②終活支援優良事業者の認証

市民が安心して終活支援事業者を利用できるよう、市の基準を満たす事業者を「終活支援優良事業者」として認証する。

R6.3～

### ③エンディングノート



市民が、これまでやこれからについて思いを整理し、家族や医療・介護・福祉の専門職等と共にするツールの一つとして作成したエンディングノートを配布する。

R7.4～

### ④終活支援担当部署の新設

市の組織において終活支援を取り扱う部署を新設するとともに、各区役所に相談窓口を設置した。

R7.4～

### ⑤終活情報の登録・伝達

市民から終活情報（緊急連絡先等）をあらかじめ市に登録してもらい、事故や病気等により自身で意思表示ができない場合には、事前に本人から指定された人や医療機関等からの照会に応じて、市が本人に代わりその情報を伝えることで、本人の意思に沿った対応ができるようにする。

R7.11～

### ⑥エンディングプラン・サポート

市民が終活支援優良事業者と締結する契約（葬儀、家財処分など死後事務に関するもの）に関して、市が、「事業者による死後事務が終了するまでの一連の過程」を見届けるなどのサポートを行う。

R6.12～

### ⑦現金/不動産の 生前寄附・遺贈寄附

自身の財産（現金/不動産）を次の世代のために使ってほしいという思いに応え、静岡市の未来を担う若者や子育て世帯への支援、古き良きまちなみの保存などに活用する。

### 市民から寄せられる声

- ▼元気なうちに“もしも”的のときの準備をしたいが、何から始めればいいか、どこに相談したらいいか分からぬ。
- ▼“もしも”的のとき、家族・親族に負担をかけたくない。
- ▼独り身で、亡くなつてから、葬儀や家財処分等、事業者と契約したとおりの対応がなされるか不安、信頼できる事業者が知りたい。
- ▼“もしも”的には、自分の財産を若い世代のために使ってほしい。

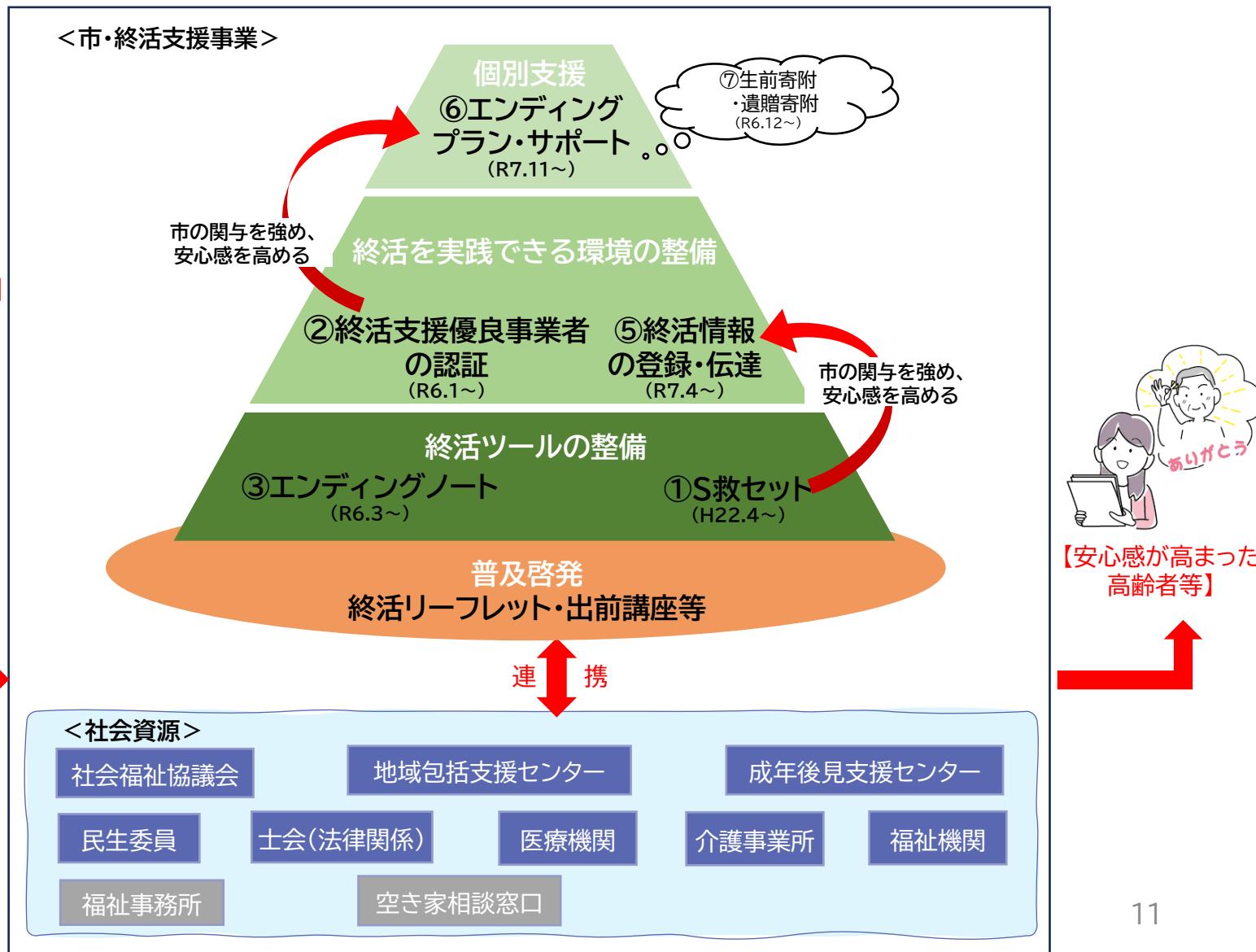


### 誰もが安心して過ごせるまちへ

- ▼高齢者の“もしも”的のときの疑問や不安や、次の世代に向けて何かを残したいという思いに寄り添い、これから的人生を希望どおり過ごせるよう、⑤～⑦を開始

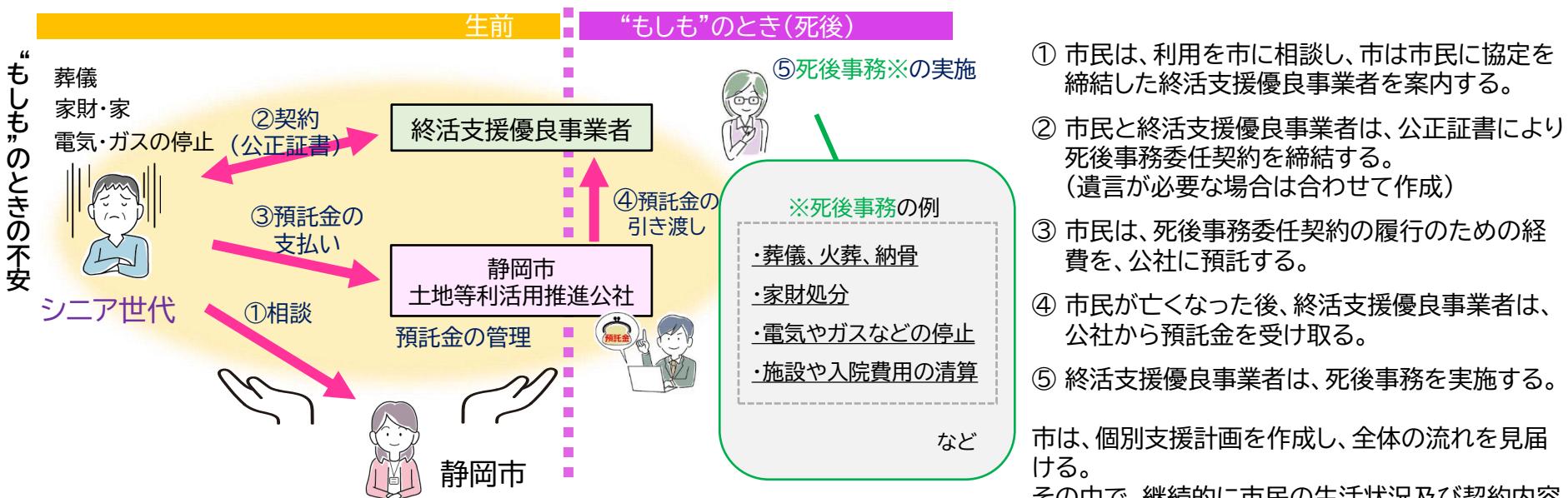
## 2-A | ②静岡県静岡市 未来のあんしんに向けた取組（終活支援）

高齢者の“もしも”的のときの疑問や不安や、次の世代に向けて何かを残したいという思いに寄り添い、これから的人生を希望どおり過ごせるよう、終活をパッケージで支援する。



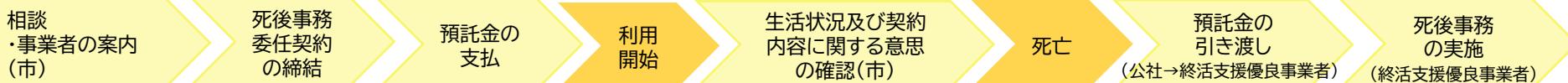
**目的** 「独り身の自分が亡くなった時、葬儀や家財処分などが、事業者と契約したとおりの対応がされるのだろうか」「頼れる親族がいないけれど、どうしよう」といった高齢者の“もしも”的のときの疑問や不安を解消し、高齢者の安心感を高めることを目的とする。

**概要** 市民が終活支援優良事業者と締結する契約(葬儀、家財処分など死後事務に関するもの)に関して、市が、「事業者による死後事務が終了するまでの一連の過程」を見届けるなどのサポートを行う。



- ①市民は、利用を市に相談し、市は市民に協定を締結した終活支援優良事業者を案内する。
- ②市民と終活支援優良事業者は、公正証書により死後事務委任契約を締結する。  
(遺言が必要な場合は合わせて作成)
- ③市民は、死後事務委任契約の履行のための経費を、公社に預託する。
- ④市民が亡くなった後、終活支援優良事業者は、公社から預託金を受け取る。
- ⑤終活支援優良事業者は、死後事務を実施する。

市は、個別支援計画を作成し、全体の流れを見届ける。  
その中で、継続的に市民の生活状況及び契約内容に関する意思を確認するとともに、死後事務が実施されることを確認する。



市は全体の流れを見届け

**対象者**

市内に住所を有する原則65歳以上の者で、頼れる親族がいないもの

**利用料金**

終活支援優良事業者に支払う預託金及び入会金等の費用は市民の自己負担  
また、必要な場合は遺言作成に要する費用が発生

**手続方法**

安心感がある温かい社会推進課にて相談・申請を受付  
市民の思いを実現できるよう、話し合いを重ねてさまざまな準備を実施  
(相談を受けてから利用開始までには数か月程度要します。)

**必要書類**

- (1)市民及び市民の直系親族の出生から申請時までの戸籍謄本
- (2)死後事務委任契約に係る預託金を支払う資力があることが確認できる書類
- (3)その他、市長が必要があると認める書類

**安心感を高める  
5つのポイント**

- (1)市、終活支援優良事業者及び公社が連携して市民の終活をサポート
- (2)市の基準を満たし認証を受けた「終活支援優良事業者」が死後事務を実施
- (3)市の外郭団体である公社が預託金を確実に管理
- (4)契約内容が本人意思に基づくことを明らかにするため、契約書を公正証書で作成
- (5)市民の思いを実現できるよう、市が終活相談に対応(遺言や寄附・遺贈の取扱いについても案内)、  
全体を見届け

**連携する団体等**

- (1)協力団体(事業実施に係る協定を締結)
    - ・終活支援優良事業者
    - ・一般財団法人静岡市土地等利活用推進公社
  - (2)その他(事業実施に関係する団体)
    - ・法律関連(公証役場、士業)
    - ・葬儀関連
    - ・家財処分関連
- 等

### 取組みの促進要因

- ◆高齢化率の上昇、高齢者ひとり暮らし世帯の増加、50歳時未婚率の上昇等により、市民に“もしも”的なことがあったときには、従来の家族・親族頼みの対応では困難なことが多くなっている。
- ◆令和7年度から、終活支援を一体的に進めるため、終活支援担当部署を新設。これにより、事業実施や新規事業の制度設計・調整を集中的に行うことができている。

### 相談対応者の体制

- ◆コーディネート機能：静岡市保健福祉長寿局地域支え合い推進部安心感がある温かい社会推進課  
5人（うち、保健師1人、社会福祉士2人）
- ◆終活相談窓口：4か所（各区福祉事務所）

### 事業の実績(令和7年度実績 令和7年11月末時点)

- ◆エンディングノートの配布：3,500冊
- ◆終活支援優良事業者：2事業者
- ◆S救セットの配布：1,717件
- ◆終活相談合計（延べ）：389件
- ◆終活情報の登録・伝達：登録19件、伝達0件
- ◆エンディングプラン・サポート：相談57件（※終活相談合計389件の内数）、個別支援6件

### 意思決定支援の場面や配慮事項など(エンディングプラン・サポート)

- ◆以下の点に配慮し、エンディングプラン・サポートを利用する市民の個別支援を行う。
  - ・個別支援計画の作成にあたっては、2人体制（専門職を含む。）で対応。訪問等により面接を複数回実施
  - ・死後事務委任契約の締結後も、継続的に生活状況や本人の意思に変更があるかどうかについて確認
- ◆死後事務委任契約の内容が本人の意思に基づくことを明らかにするため、契約書を公正証書で作成してもらう。

### 事業により得られた効果

- ◆「市役所の人に聞いてもらって安心した。」「事前に終活しておくことで安心感が高まり、ほっとした。家族のために、これからも健康でいたい。」などの声があり、市民の終活に関する不安を解消し、安心感を高めることができている。
- ◆相談者数も増加しており、直接市が関与することの効果、必要性を再認識（市民ニーズとの合致）
- ◆終活支援優良事業者の認証は、事業者側にとってもメリットあり（信用度の向上、契約件数の伸び）

### 事業の課題や懸念と今後の取組み

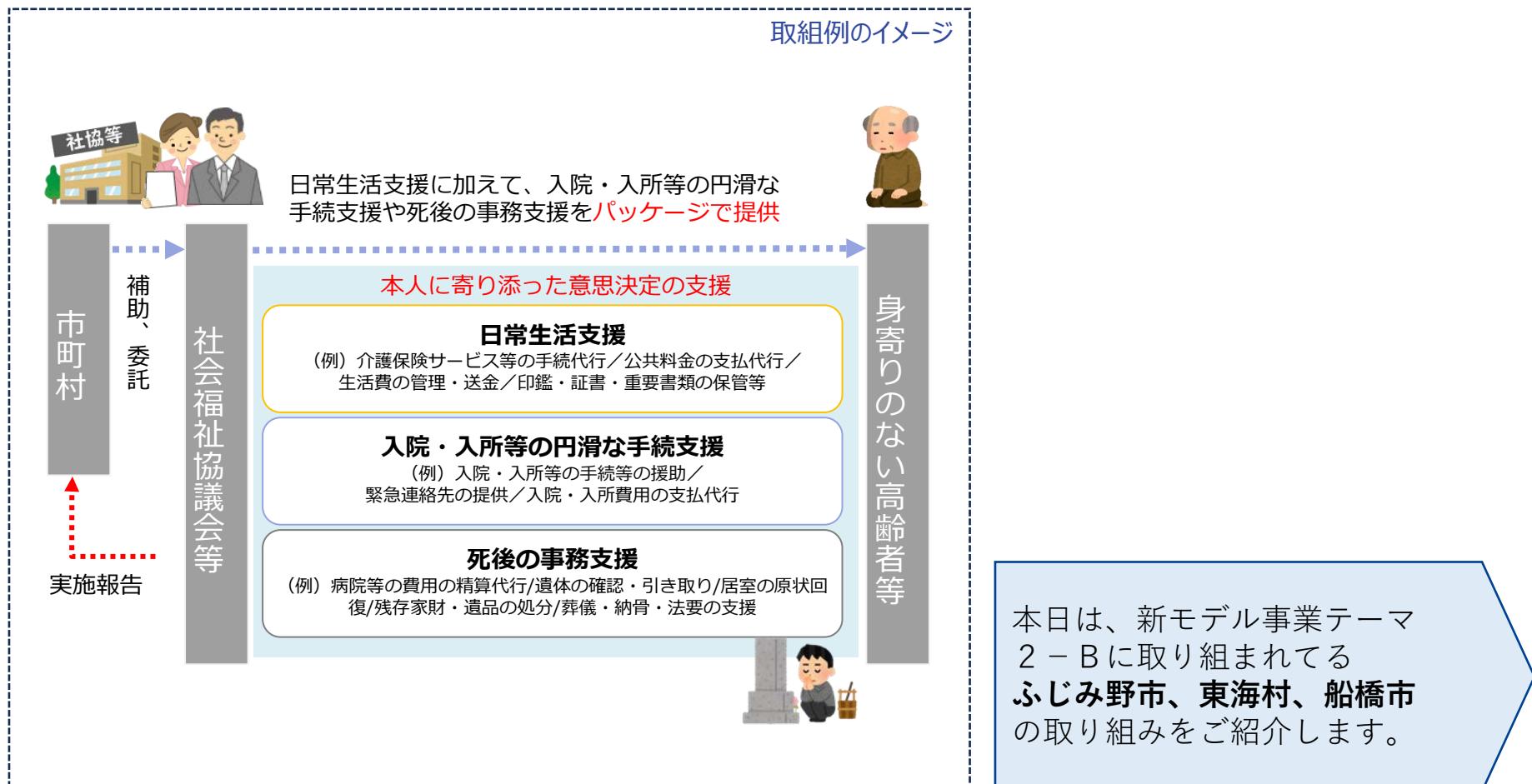
- ◆相談件数や個別支援計画作成件数の増加に伴い、市の負担も増していくことが想定され、今後は、地域の社会資源との連携をさらに強化する必要性を感じている。
- ◆また、終活支援優良事業者との契約には一定の費用負担が発生するため、低所得者等は利用しにくいなどの声もあり、国の施策展開の動きを踏まえ、今後の市の対応を考えていく。

# 持続可能な権利擁護支援モデル事業

## 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業

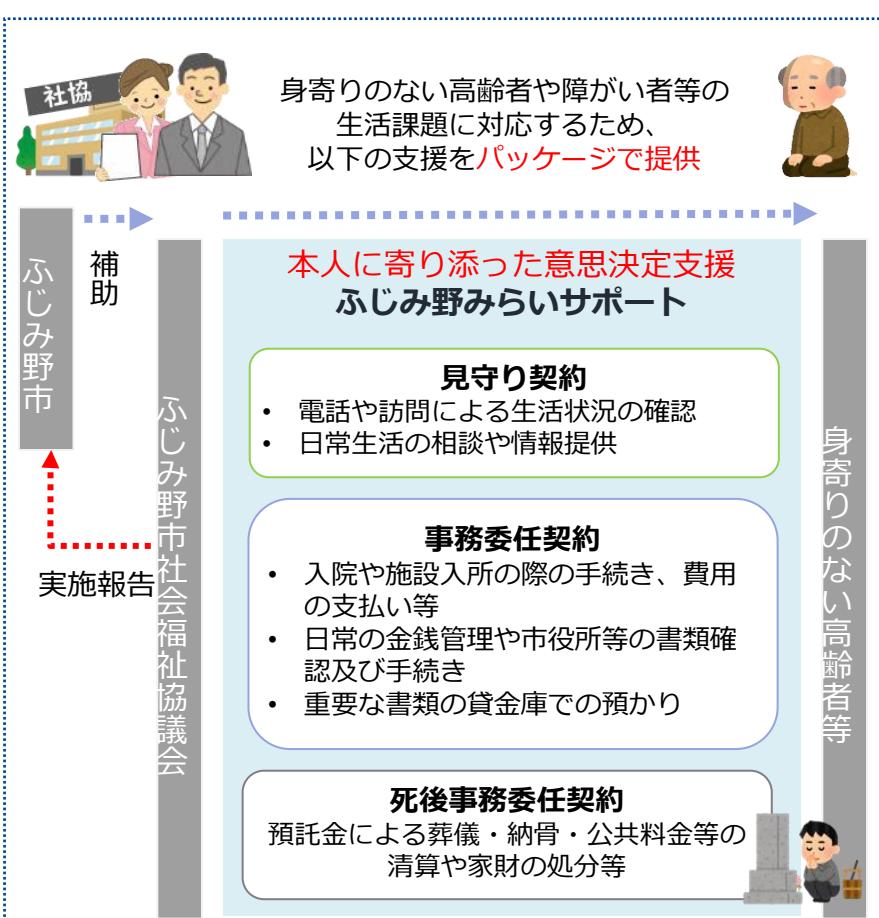
### テーマ2-B 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所等の円滑な手続支援や死後の事務支援を併せて提供する取組**を実施。



## 2-B | ①埼玉県ふじみ野市 「ふじみ野みらいサポート」

ふじみ野市社会福祉協議会では、入院入所や葬儀等の不安を抱える身寄りのない高齢者が、安心して自分らしく地域で生活ができるよう支援する事業として、「ふじみ野みらいサポート」を開始した。電話や自宅に訪問し、生活の様子や困りごとなどのお話を伺う「見守り契約」、入退院や施設入所時の手続き、費用の支払い等を行う「事務委任契約」、亡くなった後の葬儀・納骨、家財処分等を行う「死後事務委任契約」の3点をふじみ野市社会福祉協議会と契約する。さらに、「公正証書遺言」を専門職と作成していただくこと、契約後に判断能力が低下した際は「成年後見制度」で対応する事業となっている。





## ご相談

あなたの意向などを丁寧にお聞きするため、  
相談受付から契約まで概ね3ヶ月から6ヶ月程度かかります。



## ご契約



### 見守り契約

#### 定期連絡・訪問等

- 月1回以上、電話による連絡
- 年数回ご自宅に訪問
- 日常の困りごとにおける相談対応



### 事務委任契約

#### 入退院時の「困った」をサポート



- 入院時の付き添い、当日の荷物準備
- 緊急連絡先の指定
- 入院費・公共料金の支払い代行
- 入院時の貴重品預かり
- 入院時の現金の出し入れ
- 退院時の付き添い など

#### 日常的な金銭管理



- 日常生活費や公共料金等の支払い代行
- 重要書類の保管
- 成年後見制度等や必要な関係機関との連携 など

#### 日常の困りごとや介護が必要になってからのサポート



- 市の相談窓口との連携
- 必要なサービスの手続きのお手伝い
- 公的サービス以外の生活支援サービスのご紹介 など

### 死後事務委任契約

#### 官公庁の届けや各種サービス解約

- 市役所等での手続き
- 公共サービスに関する手続き
- 賃貸住宅に関する手続き など



#### 葬儀が必要になったら

#### 亡くなった後の葬儀や納骨などのサポート

- 火葬・葬儀・納骨の手配
- 永代供養の手配 など



#### 家財処分が必要になったら

#### 亡くなった後のお部屋の片づけ

- 家財処分の手配など



### 事業の実績（令和7年10月末時点）

- 新規相談件数：46人（令和7年度 実績・延べ104件）
- 新規契約数：0人
- 申込者数：5人

### 対応者の体制

- 常勤3名（うち、兼務2名）
- 要件：相談援助経験のある社会福祉士・精神保健福祉士等  
(規程等には明文化されていないが、事業化に向けての過程の中で検討された。)

### 意思決定支援の場面や配慮事項など

- 本人が提供を受けるサービスを理解しているか、希望に沿っているか、面談を複数回行い、アセスメントを実施。
- 生活課題に応じた契約までの期間の調整。丁寧なヒアリング、段階的な契約準備が必要であることから、契約まで時間を要する。そのため、インターク面談から契約までに本人の気持ちに変化が生じる可能性もあることから、契約に向けた進捗状況を都度説明し、本人の気持ちに寄り添った支援を行う。
- 医療サービスに関する指示書の作成をし、意思を表明できない場合、医療機関へ本人の意思を伝達する手段を備える。
- 定期的にモニタリングを実施し、支援計画の見直しを行う。
- 施設入所等の選択を行うとき、本人の希望や心身の状況及び資産状況等を考慮しつつ、関係機関と連携の上、適切な情報提供を行い、意思決定を支援する。
- 法定後見制度利用を検討するタイミング。

### 預託金の管理方法

- 決済用普通預金口座

### 事業により見込まれる効果

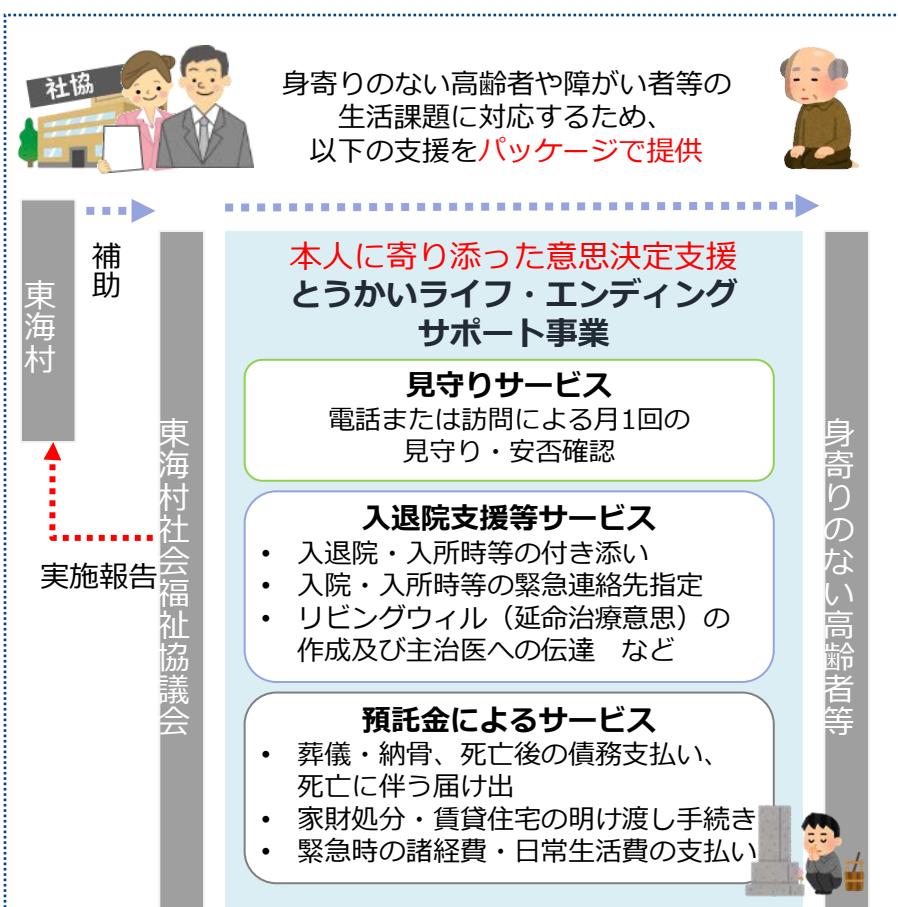
- 単身高齢者支援策の充実。単身高齢者にとって住み良い地域へ。
- 高齢者の孤立防止等につながり、地域福祉推進事業の強化及び社協の役割がより明確化される。
- 地域のニーズを把握しやすくなる（独居高齢者の実態、認知症の初期兆候、生活困窮の状況等）。
- ふじみ野市社会福祉協議会の知名度、信用度の向上。
- 日ごろ社会福祉協議会と関わることの少ない人とのかかわりが増えた（相談者、事業者ともに）
- 専門職との連携の強化、新たなネットワークの構築。

### 事業の課題や懸念

- 生活困窮者等、利用が困難な資産状況の方への対応。
- 支援計画の見直しにおけるニーズ変化の把握の方法。
- 社協が実施する「身寄りのない方の支援」において、「身寄り」をどう考え、捉えるべきか。
- 事業実施継続のための入件費及び財源の確保。

## 2-B | ②茨城県東海村「とうかいライフ・エンディングサポート事業」

東海村では、行政と社会福祉協議会が連携し、早期に成年後見制度における法人後見受任や日常生活自立支援事業等における丁寧な生活支援を行い、権利擁護支援に積極的に取り組んできた。こうした中、昨今は身寄りがないことを理由に入院や施設入所等において十分に本人の意思を尊重できにくい状況があるほか、単身高齢者は増加の一途をたどり、健康であっても死後に不安を抱える高齢者等のニーズが顕在化してきた。このような単身高齢者等の増加により社会的課題となっている身寄りのない高齢者を対象とした総合的な支援として、村から事業補助を受けた社会福祉協議会が主体となり、令和6年度から「とうかいライフ・エンディングサポート事業」を展開し、身元保証や意思決定、死後事務等に関する支援のほか、事業の啓発を通して村民の不安軽減を行っている。



### 事業の実施体制

- 実施者：東海村社会福祉協議会

### 取り組みを開始した経緯

身寄りがない等の理由で住宅の賃貸借契約が結べない、または保証人がいないために入院時や施設入所時の対応に苦慮する住民ニーズが顕在化したこと。

### 検討を開始した時期 令和4年5月

令和3年度：保証人・死後事務の課題と保証機能のあり方に関する調査研究報告作成

令和4年度：保証機能構築に関する検討委員会及び社協職員検討チームを設置（諮問・答申）

### 事業を開始した時期 令和6年4月

### 基本的な利用の流れ

#### 相談

⇒面談（5・6回）

⇒申し込み

⇒審査（紛争性がある場合のみ）

⇒公正証書遺言の作成

⇒契約

※概ね3～6ヶ月を要する

# とうかいライフ・ エンディングサポート事業とは？

Toukai Life  
Ending Support Project

頼れる親族がいない、自分の死後に不安があるという方を対象に、事前に東海村社会福祉協議会と契約を結び、入院・入所が必要になった際に、身元保証の役割を担います。また、契約した方が亡くなった際には、あらかじめお預かりした預託金で、葬儀・納骨、死亡後の各種手続き、残存家財処分等を行います。



## サービス内容は？

- 預託金による  
サービス**
- ① 葬儀・納骨等の実施、死亡後の債務の支払い、死亡に伴う行政官庁等への届け出
  - ② 自宅にかかる賃貸住宅の残存家財処分の実施・明け渡しに伴う諸手続き
  - ③ 緊急時の諸経費（入院等に係る経費）・日常生活費（家賃・公共料金等）の支払い

## 見守りサービス

電話または訪問により月1回の見守り・  
安否確認をさせていただきます

## 入退院支援等 サービス

- ① 入院・入所時の貴重品等の預かり
- ② 入退院・入所時等の付添い
- ③ 入院・入所に必要な荷物準備
- ④ 入院・入所時等の緊急連絡先指定及び緊急対応
- ⑤ リビングウィル（延命治療意思）の作成及び主治医への伝達

## 利用できる対象は？

以下の **すべてに該当する方が対象** となります。

- 東海村にお住まいの満70歳以上の方 （同居者がいる場合は、全員が満70歳以上であること）
- 身近に頼れる親族がないこと
- 契約の内容を理解し、利用を希望される方
- 生活保護を受給していない方
- 預託金<sup>※1</sup>を納められること
- 公正証書遺言<sup>※2</sup>により遺言執行者<sup>※3</sup>を定めていること

※1…葬儀・納骨等、自宅にかかる賃貸住宅の残存家財処分にかかる費用の見込額で業者見積額による、原則50万円以上。

※2・3…相談時には定めていなくても契約締結時点までに定めれば大丈夫です。

## 費用は？

### 利用料

|       |             |                                   |
|-------|-------------|-----------------------------------|
| 契約時費用 | 15,000円(税別) | 契約時にお支払いいただきます                    |
| 年間利用料 | 10,000円(税別) | 契約月が10月から翌年3月の場合は初年度のみ5,000円となります |

※契約を締結するまでの相談料は無料

### 預託金

### 預託金とは？

死後や入院・入所時に本人に代わって費用をお支払いするために、あらかじめお預かりしておくお金です。  
預託金の金額は、業者等の見積もりにより、契約時に決定します（以下の金額を合計して、原則50万円以上）。

## 区分

## 金額

|                                  |                          |
|----------------------------------|--------------------------|
| 葬儀・死亡後の債務の支払い                    | 業者見積額※                   |
| 自宅にかかる賃貸住宅の残存家財処分の実施・明け渡しに伴う諸手続き |                          |
| 緊急時の諸経費・日常生活費の支払い                | かかりつけ病院の入院保証金+概ね2か月分の生活費 |

※業者見積額の1割相当額(税別)を預託金として預かり、実際に執行した金額の1割相当額(税別)を執行後に徴収させていただきます。

### 事業の実績（令和7年度10月末時点）

- 新規相談件数：20人（令和7年度 実績・延べ数）
- 新規契約件数：3人（令和7年度 実績・延べ数）
- フォロー中人数：1人

### 対応者の体制

- 常勤9名（うち、兼務9名。全員生活支援ネットワーク係の職員で、そのほか成年後見、日常生活自立支援事業、生活困窮関連事業、重層的支援体制整備事業関連事業を所管している）
- 要件：特になし（ただし9名中6名は社会福祉士）

### 意思決定支援の場面や配慮事項など

- 面談は1週間以上の期間を開けて2名体制で実施している。現段階で、理解しているか疑義の生じる相談者はいないが、常に複数名で確認できるような体制を作っている。
- 本人が利用に迷われた場合は、期間（1週間以上）を空けて再度の意見聴取を行ったり、本人の友人・知人・支援者等への相談を促す。
- 本人の意思決定能力に疑義があると感じたときは、本人を知る他の支援者や主治医からの意見聴取を行う、審査会等の助言を得る。
- 本人の理解が困難であるにもかかわらず利用を希望する際は、代替できる仕組み（日常生活自立支援事業や成年後見制度）の利用を視野に関係機関と調整する。

### 預託金の管理办法

- 預託金は、専用通帳（無利息型）を作り管理している。監査は、管理職（局長・次長）による抜き打ち監査、権利擁護推進関係事業運営審査会内に置いた監査委員（2名）による年2回の監査、法人監事の年2回監査の3段階になっている。

### 事業により得られた効果

- 利用している方には安心感が生まれ、現在の生活のQOLが上がっている印象はある。
- 単に終活というくくりではなく、地域における役割取得やつながりづくりを意識して働きかけている。

### 事業の課題や懸念

- 地域福祉の視点から「身寄りがあることを前提とした社会構造への意識転換」を図りたいと考えているが（社協としての運動性の発揮）、「とうかいライフ・エンディングサポート事業」ができたことで、関係機関に安心感が生まれ、むしろ自分ごと感が薄れている側面も否定できない。
- とうかいライフ・エンディングサポート事業の収入が、契約時費用と年間利用料程度であるため、事業の採算性がとれない。
- 預託金を納められない人や年齢が要件に満たない人からの相談もあり、そうしたニーズに応えていく必要性も感じている（日常生活自立支援事業の対象外となる方への支援として「金銭管理・生活支援サービス“あんしんめいと”」を10月1日から実施中。）。

船橋市では、「包括的な相談・調整窓口の整備」および「総合的な支援パッケージを提供する取組」を一体的に実施する形で、「身寄りのない高齢者等サポート事業」を令和7年10月に開始した。

## 事業の実施体制

- 事業実施者：船橋市
- 委託先：船橋市社会福祉協議会

## 取り組みを開始した経緯

- 身寄りのない、家族がいても身近に頼れる人がいない状況にある高齢者は、入退院入退所時の身元保証の問題、金銭管理、孤独死の不安や死亡後の整理等、多くの課題を抱えている現状があり、住み慣れた地域で安心した生活を営むことができるよう支援していく必要がある。  
(身寄りのない人は単身高齢者の1割と想定)
- 船橋市の一人暮らし高齢者数は、令和7年10月1日時点で49,492人、令和22年度には77,745人まで増加することが見込まれる。

検討を開始した時期 令和6年5月

事業を開始した時期 令和7年10月

### 1 これからの不安、受け止めます! 相談窓口

身寄りがないことで直面する生活上の課題や生前に整理しておきたいこと（終活）に関する相談窓口を設置し、コーディネーターにより相談支援を行います。ご本人のニーズや不安、抱える課題等を把握し、必要な情報の提供や助言等を行います。

- まずはお電話で
- 面談する日を予約
- 面談、相談支援



※ご相談については、スペースやお時間に限りがありますので、まずはお電話で面談日をご予約ください  
※日程や状況等により、ご希望の日時に予約が取れない可能性があります

### 2 日常生活や将来のことを一体的にサポートします! 支援パッケージサービス

#### 1 もしもの時にも対応します! 死後事務サービス

契約時に預託金を預けていただくことで、亡くなったときの葬儀、火葬、納骨、官公庁等への手続き、家財処分等を行います。

※預託金は契約時に原則、一括で納入いただきます



23万円~

10万円~

### 2 定期的にご連絡し、見守りをします! 見守り・安否確認サービス

定期的な電話連絡やご自宅への訪問により見守り・安否確認を行います。  
年会費 6,000円がかかります。

#### 電話連絡

毎月  
1回

#### 自宅訪問

6か月  
毎に  
1回

### 3 入院時や退院時もお手伝いします! 入退院時等支援サービス

契約者に入退院の手続きが発生した場合の付添いや、緊急対応、病状説明時の同席を行います。また、入退院時の支払い代行手続きを預託金の範囲内で行います。

| サービス内容      | 利用料金  | ※本人の希望に応じて                           |
|-------------|---|--------------------------------------|
| ①入退院時等の付添い  | 1時間15分未満 1,200円<br>以降30分ごと 600円加算<br>※別途交通費（実費） | ※対応した都度、<br>利用料発生                    |
| ②入院時等の緊急対応  |   | ※本人の希望に応じて                           |
| ③病状説明時の同席   |   | ※入退院時等の費用の支<br>払いについては預託金<br>の範囲内で行う |
| ④入退院時等の支払代行 |   |                                      |

※1) ①～④のサービス利用時間は「平日9時～17時」となります  
※2) 緊急搬送時の付添いは対応できません  
※3) 上記サービスの移動手段は利用者で確保してください  
またこのサービスは、身元保証人や身元引受人になるものではありません  
※4) 高齢者施設入退所時にも同様に対応します

## 基本的な利用の流れ

### <相談窓口の利用>

- 船橋市内に居住している方
- 65歳以上の単身世帯で、子どもや親族がいないもしくは疎遠である等、頼れる身寄りがいない方

### <支援パッケージサービスの利用>

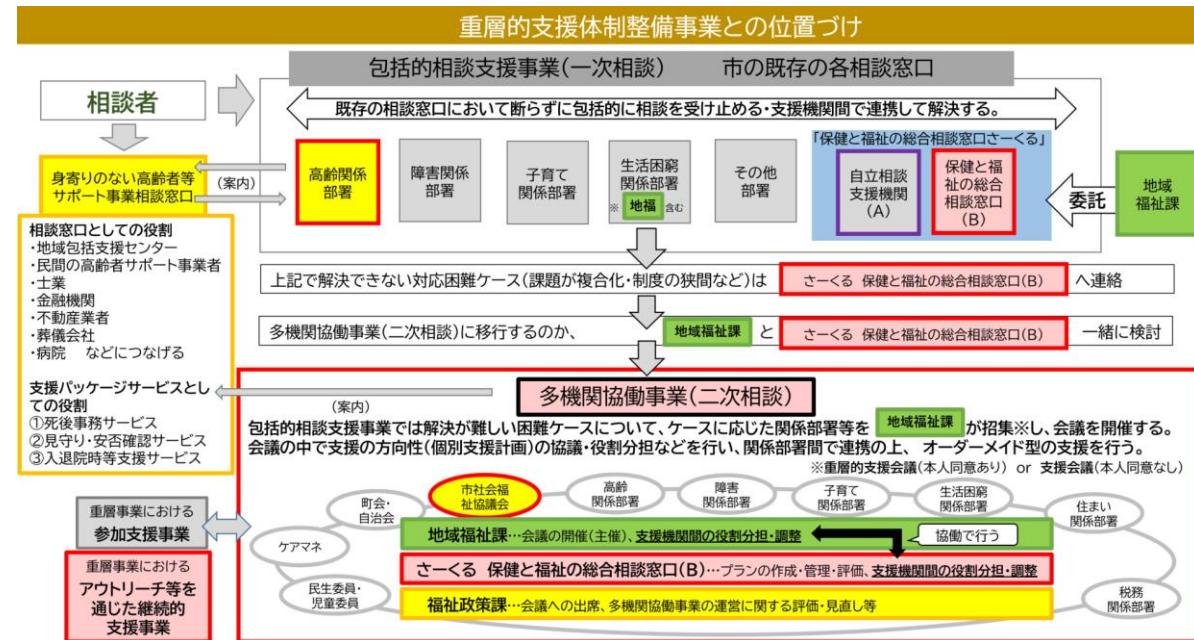
- 上記①、②に該当する方で
- 契約内容を十分に理解し、利用を希望される方
- 自己所有の不動産がある場合、その処分（売却等）について検討できる方
- 生活保護を受給していない方

### <利用開始までの流れ>

- 相談受付→面談→申し込み・審査→支援計画作成→遺言書作成→契約
- 相談受付から契約までには複数回の面談を実施するため、最低でも3か月程度を要すると見込まれる。

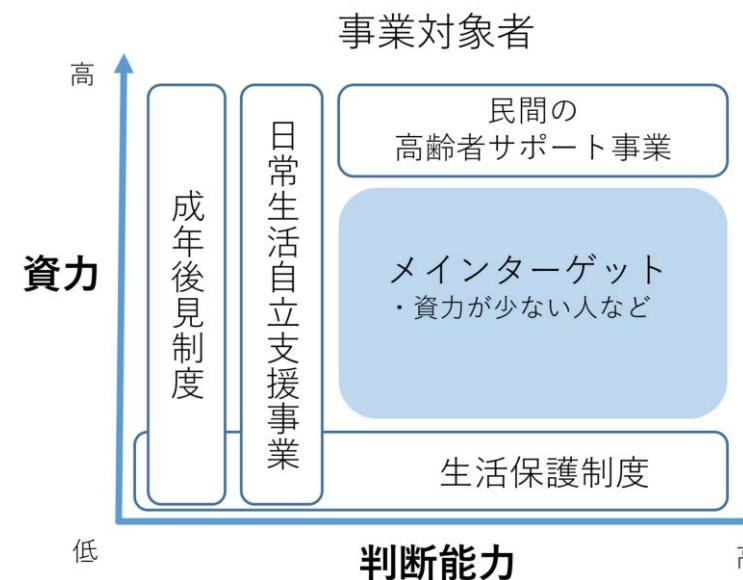
## 包括的な相談・調整窓口の整備

- ・身寄りがないことによる生活上の課題に関する包括的な窓口を開設。
  - ・相談者からの直接の相談依頼だけでなく、当市における、重層的支援体制整備事業の包括的相談支援事業（一次相談）や多機関協働事業（二次相談）において、身寄りのないことによる課題が見つかり、身寄りのない高齢者等サポート事業の相談窓口を案内するケースを想定。



## 総合的な支援パッケージを提供する取組

- ・十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を主な対象としている。
  - ・また、判断能力が低下した場合でも、市社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業や、法人として成年後見人業務を実施しているなど、権利擁護支援業務を行っていることから、当該事業を受託実施することで切れ目なく権利擁護支援を届けることが期待できる。
  - ・本事業の利用者が、日常生活自立支援事業や成年後見制度に移行する際には、サービスの内容の見直しを行う。



- ・自己所有の不動産がある場合であっても、売却やリースバックをする予定の方や、将来的に不動産の整理を検討できる方は、利用可能としている。
  - ・定期的な安否確認を行う「見守り・安否確認サービス」をはじめ、入退院時の付き添いなどを行う「入退院時等支援サービス」、亡くなられた後の葬儀、火葬、納骨等に関する「死後事務サービス」をパッケージで提供する他、相続に関する案内していく。

## 取組みの促進要因

- 新規事業を実施するには相応の特定財源を見込む必要がある中、当該事業に対応する国補助金メニューを活用することができた。

## 相談対応者の体制

- 常勤職員2名
- 要件：専門資格の保有は要件としないが、社会福祉に関する業務に従事した経験を有し、かつ、福祉行政に通じ、高齢者等の権利擁護に関する相談等に対応できる能力を有する者。
- 契約、遺言書、相続等の相談内容に対応する上で専門知識が必要となるため、社会福祉協議会の顧問弁護士とアドバイザー契約を結び、都度質問が出来る体制を整えている。

## 事業の実績（令和7年11月末時点）

- 相談件数：195件
- 契約者数：0人
- フォロー中人数：18人（2回目、3回目の相談予約がある人）

## 意思決定支援の場面や配慮事項など

- 本事業の内容について、必ず面談にて説明を行い、誤解が生じやすいポイントでは補足説明を行い確認している。
- 面談時にはエンディングノートを活用し、世帯状況や身体状況等の聞き取りを行った上で進めていく。
- <本人が利用に迷われた場合>  
本人が考えを整理する時間を設け、再度の説明が必要な場合は面談を行う。
- <本人の意思決定能力に疑義があると感じた場合>  
複数人で対応し、本人の了承を得た上で、初回相談時に長谷川式認知症スケールを実施する。
- <本人のサービス提供に係る理解が難しいと判断した場合>  
本人の支援関係機関があれば情報共有を行う。無ければ地域包括支援センターにつなぐ。

## 事業により得られた効果

- 実施期間が短いため、顕著な効果は確認できていないが、これまで相談窓口等につながっていない方が本事業をきっかけに相談先を得ており、必要に応じて地域包括センターや在宅介護支援センター等につなぐことができた。

## 事業の課題や懸念と今後の取組み

- 今後利用者が増加した場合の、実施体制及び予算の確保。（R8年度以降の補助金の活用含む）

# 事務連絡

## モデル事業連絡会 年間スケジュール

- ・持続可能な権利擁護支援モデル事業の連絡会は、午前10時～12時・オンライン会合(zoom)で実施します。
- ・モデル事業の実施自治体・検討自治体、社会福祉協議会、中核機関、モデル事業の連携機関の皆様が自由にご参加いただける会です。
- ・連絡会の開催一か月前を目安に、ご案内と参加申込のお知らせをメールにてご連絡します。  
※各都道府県、都道府県社会福祉協議会におかれましては、当該メールの内容について、管内市区町村、市区町村社会福祉協議会へ転送・周知をお願いします。

| 開催回 | 開催日        | 内容  |
|-----|------------|---|
| 1   | 9/19(金)    | 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業について(テーマ2-A・2-B) |
| 2   | 10/31(金)   | 総合的な権利擁護支援策の充実に向けたモデル事業について(テーマ1・2・3)             |
| 3   | 12/19(金)   | 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業について(テーマ2-A・2-B) |
| 4   | R8 2/13(金) | 全体のまとめ  |

- 開催日程は、実施月の原則、第3金曜日午前10時～12時で実施します。
- 日程は予定ですが、当モデル事業へご関心をお寄せの方は、予定を確保頂けると幸いです。
- 連絡会の意見交換で取り上げるテーマについては、現時点での予定です。